

- 三双順子府議の行った代表質問の概要をご紹介します。

三双順子（日本共産党、南区）2001、2、26

KSD、官房機密費。末期的退廃をしめす自民党政治 「住民が主人公」こそ地方政治の新しい流れ

【三双順子】

三双順子でございます。私は日本共産党府会議員団を代表いたしまして、知事並びに教育長に質問いたします。

質問に先立ちまして、一言申し述べたいと存じます。去る二月十日、愛媛県立宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」に、アメリカ原子力潜水艦が衝突し、沈没させられた事故で、被害に遭われた高校生・先生・乗組員の皆さまとご家族に対し、心からお見舞いを申し上げます。冷たい海の中でいまだ行方不明になっている方とご家族の無念な心中を思うとき、私は涙がとまりません。一刻も早い救出に全力を挙げることをつよく要求いたします。そして、無法なアメリカ軍の行動につよく抗議するとともに、ゴルフの片手間でこれに対応した森総理には、人間としてまともな神経があるのかとつよい怒りを覚えるものです。

また、不況で苦しむ中小企業の皆さんの共済掛け金が、自民党の工作資金などに二十億円以上も流れ込んだとされるKSD汚職。外遊議員の賤別や飲み食いなどに領収書なし、消費税導入のときの日本共産党をのぞく野党工作などに使われてきたとされる官房機密費、等々の事件は、庶民の血税を食いものにし、お金で政治を歪める腐敗構造を明らかにいたしました。どちらも自民党政治の末期的な退廃を象徴しているのではないのでしょうか。

先日、私が訪問した中小企業の社長さんたちも、「国は景気はゆるやかな回復傾向などと発表するが、どこをみていつているのか。実態を知らなさすぎる。これまで自民党を応援してきたが、もう限界だ」と、本当に怒っておられました。ここまで国民を踏みつけにする、こんな政治を早く終わらせ、二十一世紀は本当に国民が主人公といえる新しい日本への道を、府民の皆さまとご一緒に切りひらこうではありませんか。

また今日、住民の暮らしや営業を守るために、自治体が果たす役割は重要です。先般NHKで、鳥取県が全国で初めて、地震による被害家屋に対する住宅再建支援策を打ち出したことを取りあげて報道しました。私がとても印象的な発言としてお聞きしたのは、鳥取県知事が「復興事業で橋や道路はつくれても、肝心の住民が住み続けられるようにすることが先決です」と発言されていたことです。そして鳥取県知事は、これからの地方自治のあり方として、「仮に中央の方針に反していても、住民の目線に立って必要なことはやるという現場主義の視点をもつことが、地方分権の上からも必要なのではないか」とも述べられていたことです。

昨年の秋には、長野県、栃木県でも、自公保などオール与党推薦候補が敗れ、大型公共事業の見直しを掲げる知事が誕生しました。また先般は、府下宇治田原町長選挙でも、自公が推薦する現職町長が破れ、新しい町長が当選されました。わが党議員団はかねてから、国の言いなりでなく地方自治、住民自治の精神を生かし、府民の暮らしを守るための対策を求めてきましたが、知事、あなたは、基本的に、国の方針の範囲内の対応しかしてこら

れませんでした。府民が希望の持てるようにするには、地方・地域のことはそこに住む住民自身の手で、住民が主人公の地方政治をすすめてこそできます。これまでの態度を改めることが必要だと考えます。そこで質問に入ります。

二信金と取引しただけで不良債権扱いの実態 通産省通達を受け、返済条件の緩和を指導すべき

【三双順子】

まず、不況対策について伺います。

この深刻な不況のもと京都経済の中心を担ってきた中小企業が、いまかつてない危機にさらされています。そして重視すべきは、今年一月に倒産した京都府内の企業のうち、旧京都みやこ、南京都のいずれかの信金を主要取引先にしてきた企業の倒産が、全体の四分の一をしめていることです。

そこで、二信金の事業譲渡に伴う整理回収機構、いわゆるRCCの問題についてです。今、京都みやこ、南京都信金と取引をしていたというだけで、ごく普通の善良な中小業者や一般市民の債務が、破綻もしていないのに不良債権扱いされ、金融機関の恣意的な選別で回収対象とされています。とりわけ許せないのは、信用金庫の職員が来て、RCCの指定する返済方法に同意を求める「変更承諾書」なる用紙を示し、「RCCの心証をよくしておいた方が今後のためですよ」などと言って半ば強制的に判子を押させ、これを押したのために、その人が「一括返済」か「競売」かを迫られていることです。

知事はこれまで中小業者の皆さんの声を十分聞いて、万全の態勢でのぞんでいるのかの様に答弁されてきましたが、このような実態をつかんでおられるのでしょうか。まずお聞きします。

RCCに対し、このような一括返済や競売を迫る行為を、直ちに中止するようつよく求めるべきです。いかがですか。RCCへの債権譲渡の過程で、十分な説明もされないまま、返済行為が中断しているケースがあります。まず業者に対してRCCのしくみや手続き方法等を説明し、誠実に返済する意志を持つ業者に対しては、具体的な返済方法を聞き、調整が行われるようRCCにつよく求めるべきです。

さらに、京都中央信用金庫に債権が引き継がれない業者が三三六四件ですが、今年一月末で返済条件等の協議がなされているのは、その内の一割程度にとどまっており、九割の業者が手つかずとなっています。これらの業者の返済条件については、協議日程の調整をするとともに、調整が完了するまでは回収行為をいったん中止すべきです。約定どおりの返済が困難になってきている業者についても、事業継続が見込まれる場合は、個々の業者の実情に沿ったきめ細かい対応をすべきです。その際、昨年十二月二十五日に通産省から出された、全国の信用保証協会が中小業者に保証を行う際の審査方法を、大きく緩和する二つの通達を運用して、営業や生活を続けながら返済ができるよう、条件緩和を弾力的に行うことを求めるべきです。

もう一つ知事にお尋ねしたいのは、この深刻な不況のもとで、ますますその重要性、切実さが問われる、中小企業にたいする制度融資の問題です。先程ふれた通産省の既往債務の条件変更の通達を、いま困っている多くの中小業者に役立つ措置として、府としてもいっそうの弾力的な運用をはかるべきではありませんか。また、京都府自身としても、いまこそ中小業者を救済する措置として、たとえば、府内中小零細業者が一貫して要求している、マル小融資の融資限度額のせめて一千万円までの拡大を、いまこそ決断すべきときと思います。赤字経営がつづき納税要件が満たせないため、新マル小を活用できない業者の切実な声に、なぜこたえられないのですか。お答えください。

銀行の貸渋りに対応する金融安定化特別保証制度がこの三月末で終了しますが、この延

長を国に求めるべきです。あわせて大阪府では、特別保証が三月末に終了した場合に備えて、融資枠を増額しています。本府も昨年並に据え置かず、さらに拡充すべきではありませんか。また、昨年十二月二十一日に通産省が「今後の中小企業信用保証制度の運用について」の通達を出し、一般無担保保証に関わる第三者保証人を要しない範囲は、当面の間、五千万円までとするなど緩和されています。本府においても積極的に活用がはかれるよう保証協会に指導すべきです。

府中北部の中小企業支援。工業団地の誘致だけでなく 情報・技術など、地元下請け企業への具体的支援が必要

次に、府北中部における下請け中小企業への支援策について伺います。

私は、この間、京都の中部地域を歩き、中堅企業の方々、下請企業のみなさんと懇談を重ねてきました。口々に「ここ十年の状況は本当にひどい」「必死に努力してもそれが報われるのだろうか」と先行きの不安感を話されました。同時に、真剣に耳をかたむけるべき要望がたくさん出されました。そこで、中小企業への支援策について提案し、知事のご所見を伺いたいと思います。

第一は、府内産業のIT化の支援についてです。綾部市の中小経営者のお話では、「今後は、京セラ、オムロンなど大手企業の電子商取引に対応できなければ、地場の中小業者はどんどん切り捨てられる。IT化への対応の度合いで下請企業の序列が入れ替わる」と危機感を持っておられました。自力でIT機器を導入することができない事業者、社員研修をしたくてもコンピューターの台数も足りず、インストラクターのあてもない事業者など、その実状はまちまちですが、府北中部地域の中小企業がIT化の流れに対応するには、その環境や条件がまったく不足しているのではないかと私は痛感いたしました。

たとえば「電子商取引」に対応できないで商取引から排除される企業が生まれないう、また生産の技術水準の格差が広がらないよう、「デジタルディバイド」、いわゆる情報格差の拡大を防止する、具体的対策をとるべきではありませんか。特に、府北部地域における機械金属産業など、中小零細の事業者の実状を一つひとつ丁寧に掌握し、各企業の実情に応じてIT化を支援する府としての対策を、緊急にとるべきではありませんか。お答えください。

第二に、中小企業支援の体制づくりについてです。先月、府中部のある鉄鋼関係の企業代表にお話を伺いますと、この会社の仕事はバブル期の最高三割にまで激減したそうです。この方は、「雇用調整助成金など行政施策はいろいろあるが、有効に使われてない。多くの事業者はこうした支援策があることすら知らない。知っていても手続きの煩雑さ、申請から実施、報告までの各段階の書類作成が大変で、結局利用しない。行政は苦しむ中小零細企業にこそ、情報をきちんと提供し、親切な援助をおこなうべきでないか」と訴えられました。

ところが、府として中小企業の経営実態にまで立ち入って実状を掌握し、融資・技術・人材・市場の各分野にわたる支援をおこなう体制がきわめて不足しています。

少なくとも府中部地域においても、中小業者が気軽に利用できる「中小企業支援センター」を開設すべきではありませんか。また、今年度の職員配置でも、「府織物・機械金属振興センター」は、「事務事業の点検・見直し」との理由から「職員を減らす」となっていますが、府民の要請に逆行するものであり、逆に充実・強化すべきではありませんか。お答えください。

あわせて、中部にセンターを開設する場合、夜間も開放し中小企業が使いやすい運営をおこなうこと、個々の中小企業が持ち得ない高性能の機器を用意し、製品検査や新たな技術の習得に役立てること、無料でパソコン実習や各種の技術研修会を開くことなどが必要

と考えますが、いかがですか。お答えください。

第三に、府中北部の工業団地立地企業と地元周辺企業の交流についてです。綾部工業団地でお話を伺いますと、地元企業と下請関係をつくっているのは、グンゼがストックングの包装紙作製をある地元企業に依頼している、ただ一例のみだと伺いました。この下請企業は、グンゼの仕事を受けるために、包装技術の開発でも相当のご苦勞をされたと聞きました。知事は、工業団地に企業が進出しても、地元周辺企業への下請など、実際には交流が進んでいないことをどう思いますか。以前からわが党が指摘してきたように、綾部工業団地の事例は、工業団地への進出企業を誘致するだけの府の対策では、地元産業の育成にはつながらないこと、地元企業の技術開発への支援にこそ、府が力を入れるべきだということを重ねて証明しているのではありませんか。あわせてお答えください。

【知事】 二信金の事業譲渡については、相談窓口の設置、連絡会議の開催、国や関係信用金庫への要請、貸し渋り特別保証の増額に取り組んできた。先日、RCC社長とお会いした際、「RCC送りは『島送り』」のようで言葉が悪い。京都の報道機関にもRCCの仕事を理解してもらいたい」といつていた。「京都民報」には特によく説明してくれ、正確に書くようにお願いしますよ、といつておいた。

RCC譲渡された債権の返済条件の変更については、京都信用保証協会において、昨年十二月の国の通知にもとづき、適切に対応していると承知している。マル小制度については、新マル小の利用を促進している。無担保無保証人の融資制度は、本来納税要件が必要だが、不況で苦しむ中小企業の実態をふまえて、国とも協議し、全国唯一の例外として三年間に一度でも黒字があれば利用できる措置を行っている。貸し渋り特別保証については、十三年度も引き続き、過去最大規模の1000億円の融資枠を確保したい。足らなければいくらかでも追加する。これまでの経験から十分な額だと確信している。また無担保保証に代わる第三者保証人の要件緩和についても、国の通知にそつて実施する。

制度融資については、平成九年九月から緊急金融対策を実施している。不況業種対象の別枠の融資実績は、東京を上回り件数で全国第一位、金額でも第二位。

下請け中小企業対策は、府中小企業総合センターに加え、北部地域の機械金属業界の育成をはかるため、京都府織物指導所を府織物機械金属振興センターに改組し、経営・技術両面の支援体制を強化整備したところ。綾部工業団地は、十七企業が創業開始し、1500人の地元雇用を生み、製造品出荷額は約350億円で、市の総出荷額の38%を占める。地元中小企業との取引も確実に生まれ、さらに増加の方向にある。織物機械金属振興センターの定員一名減員は、自動車運転員の減で、共産党がおっしゃる住民に負担をかける内部の努力による行政改革として行っている。

野菜のセーフガード発動品目の拡大を国に求めるべき

【三双順子】

次に、農業・農村の問題についてお尋ねします。これについては同僚議員が質問しますので、私は二点に絞って質問します。

いま全国的に、野菜の輸入の激増が大問題になっています。輸入量はこの数年間で三・五倍に増え、例えばネギは、輸入ものが九割を占めるという状況です。しかも、商社による年間通じての輸入体制が組まれているため、端境期がなくなるという状態です。

このような中で輸入規制、セーフガードの発動を求める声が全国で広がり、京都でも十五市町村議会で意見書が採択されています。政府もようやくネギ、生シイタケ、イ草の三品目に限って発動に向けた調査に踏み切りました。

ところが、府はこの問題についてまったく傍観的態度をとつてきました。知事も十二月

議会で、市場の価格変動にはさまざまな要因があり、影響把握は困難、と答えています。生シイタケがもろに影響を受けていることは周知の事実です。また、生鮮野菜全体が価格低下を来している中で、京野菜だけ別ということはありません。水菜、壬生菜などのハウス栽培をはじめ、京野菜がなんとか希望のもてる作目になっている京都にとっても、重大問題だと思いますが、知事はどうお考えでしょうか。この際、あらためてセーフガードの発動、品目の拡大をつよく政府に要求すべきと考えます。お答えください。

次に、府内市町村で成果をあげてきた「村おこし事業」に関連し、大江町の取組みについて伺います。ここでは、地酒づくりなどによる村おこしの取り組みが盛んです。多くは、「がんばるふるさとづくり事業」という補助金を活用しています。ところが、この補助金は、九八年度5000万円から、九九年度は3880万円、今年度は1500万円と二年間に七割も減らされています。これではせっかく出ている芽を摘み取ることになります。この事業での補助は二年間であり、その後のフォローなど芽を大きく膨らます対策が必要です。予算の大幅増額、補助期間の延長、或いは補助期間終了後の対策をとるべきと考えますが、いかがですか。

また、大江町での地酒づくりは、五百万石という酒米を使っていますが、酒米の「祝」は転作として認められているのに、五百万石は認められていません。地元からの要望に応えるため、国とも協議して認めるべきと考えますが、あわせてお答えください。

【知事】 セーフガードについては、ネギ等三品目について政府調査がすすめられている。機動的対応ができるよう府として国に制度改正等を要望してきた。農家グループの村づくり活動支援については、「がんばるふるさと事業」等を契機に、朝市、農林水産物加工物へ各種補助事業で支援している。「祝」は五百万石と異なり、府内のみで生産流通しているので、酒米の需要や価格に影響を及ぼさないため、例外的に転作上の加工用米として認めてもらっている。

急増する国保料滞納者の保険証取上げ。府は、市町村が生活実態をよく聞き、生活支援するよう指導すべき

【三双順子】

さて、政府・与党はこの一月から、お年寄りの医療費を一割自己負担に改悪しました。支払窓口で負担増に驚き、「胃のレントゲンと薬代で二千元になった。定額制に戻してほしい」と嘆くお年寄りの姿。これに追い討ちをかけるような、相次ぐ医療、年金、介護の改悪で、年間二兆円もの社会保障の負担増が、高齢者・国民に襲いかかろうとしています。国がこのような冷たい政治を行っているときこそ、府民が安心して暮らせるように、せめて府が援助すべき三つの問題について伺います。

第一に、府民の命と健康を守る上であってはならない国民健康保険証の取上げが、この一年間に府下で激増している問題についてです。

リストラや倒産による失業者の国民健康保険への加入が増え、本府でも、総人口の四割が国保加入者となっている一方で、高すぎる国民健康保険料（税）が払えずに、滞納者が増え続けています。こうした中、本府における資格証明書交付の増加率がこの一年間で四十二・七%、短期保険証交付の増加率は三十四・八%と激増しています。全国平均の実に二倍の増え方です。

保険証が取上げられ、資格証明書が発行されると、病気で医者にかかった際に、いったん窓口で全額支払わなければなりません。その上、国民健康保険法の改悪により、この四月からは、保険料を一年以上滞納した方の保険証取上げが義務づけられ、その実施が始まりますが、そんなことを許せば事態はいっそう深刻になります。

そこで知事に伺います。各市町村では、今年度中に、保険料滞納者の短期保険証および資格証明証の発行に関する要綱の作成がすすめられています。これまで保険証取上げは悪質滞納者に限っていたものを、高すぎる保険料が払いきれないという所得の低い人たちにまで広げることがあってはなりません。国民健康保険事業は市町村の自治事務であり、国が保険証の取上げをするよう介入するなどもっての他です。介護保険導入に伴う国民健康保険法改正の際にも、厚生大臣が「悪質な滞納者以外からは、保険証を取り上げるべきでない」と答弁しています。このことを市町村に徹底すべきではありませんか。いかがですか。

本府としてこのことを徹底し、国民健康保険法の目的に照らして、保険証の取上げはせずに、各市町村が滞納者の個々の生活実態をよく聞いて、減額免除制度を活用して生活支援を行なうように指導するべきです。知事のご所見を伺います。

そもそも国保料（税）がこんなに高いのは、本府の市町村国保事業への支出金が、近畿圏でもかなり低く押さえられているためです。加えて、国保料（税）引き上げの最大の原因は、国が自治体の国保事業へ四十五%国庫支出していたのを三十八・五%へと引き下げて、加入者と自治体に負担を押しつけてきたことにあります。本府が市町村への支出金の増額をはかるとともに、国に対してはこれらを戻すよう求めるべきです。知事のご所見を伺います。

第二に、介護保険ですが、矛盾がいよいよ噴出しています。六十五歳以上の保険料徴収が始まった昨年十月以降、一万五千元未満の年金受給者の保険料滞納が、京都市内だけで約9000人にもものぼっています。この方々は放置すれば介護給付が受けられなくなり、救済措置が急がれます。

そのためにも低所得者の保険料・利用料の軽減についても、「保険制度であり、公平な負担を」といった従来の知事答弁に固執せず、積極的に柔軟な対応が求められます。昨年十月の保険料徴収以来、自治体独自の減免制度はさらに広がっています。府独自の軽減措置を求める声に、知事は「介護保険は市町村事業」といわれましたが、これこそ「地域の自立」の名で、市町村を支援すべき府の責任を棚上げにし、財政負担を最小限に押さえようとするものです。あらためて保険料・利用料について、国まかせ、市町村まかせでなく支援制度をつくるべきです。いかがですか。

府下過半数の市町村ですすむ乳幼児医療費の助成拡充 府として支援すべき

第三に、乳幼児医療費の助成拡充について伺います。本府が九九年三月にまとめた「男女共同参画社会に関する府民意識調査」では、出生数減少の理由に六割を超える方が、「子どもの教育にお金がかかるから」「経済的に余裕がないから」と答えています。子育てにかかる経済的負担を軽減することは、「少子化」対策の観点からも重要であり、乳幼児医療費の助成拡充に、子育て世代の大きな期待が集まっています。

全国的には、秋田県や栃木県で新たに無料化拡充がすすみ、東京都の来年度予算では、就学前引き上げと所得制限の大幅緩和がされ、対象となる子どもは四十六万人へと倍増するそうです。京都府下でも、遅れている本府の制度を上回る措置をとっている自治体が、すでに二十三市町と過半数を超え、うち十一市町では、就学前無料化を実施しています。

そこで知事に伺います。市町村がこれだけの努力をしているときに、本府は改善すべきと考えられないのか。知事のお考えをお示し下さい。

【知事】 国民健康保険料の長期滞納ケースに関する資格証明書の取扱いについては、従来と同様、災害等の発生や事業の休廃止等の特別の事情がない場合に限り、交付されるもの

となっている。府として保険者である市町村に対し、被保険者個別の生活実態をふまえ、キメ細かな納付相談を行う中での適切な制度運用を要請している。市町村の国保財政の基盤安定について、国における退職者医療制度の実施をはじめ保険基盤安定制度の創設や、地方交付税措置の充実など、順次財政措置が講じられている。府として全国上位に位置する単費補助助成措置を講じるとともに、国に対し財政措置の充実を要望している。

介護保険の保険料・利用料の減免については、通常五段階の保険料を六段階にすることや、ホームヘルプサービス利用料の軽減措置、社会福祉法人等の実施する利用料減免などが制度化されているので、まずはその枠内で工夫をしていただきたい。なお、介護保険料の徴収状況は、厚生労働省が全国七十六市町村のデータを集計した結果によると、昨年十二月末時点の徴収率は九十八・九％で、年金からの天引きをしない普通徴収でも、九十％を超える状況。府内の市町村もほぼ同じ傾向となっている。

乳幼児医療助成の対象年齢の引上げについては、平成十一年一月に通院の対象年齢を入院と同じく三歳未満に上げたところ。なお、子育て支援は全国共通課題であり、こうした制度は国において総合的に検討され、適切な施策が制度化されることが必要と考え、国に対しつよく要望している。

深刻な「学力の危機」 今こそ30人学級を実現すべき

【三双順子】

次に、教育問題でお尋ねします。いま子どもたちの世界に広がる「学力の危機」といわれる深刻な事態は、個々の子どもの発達とともに、日本の将来にかかわる緊急の国民的課題です。

国際教育到達度評価学会が三十八カ国の中学生に行った「国際数学・理科教育調査」によると、日本の子どもは成績は上位でも、これらの教科を「好き」との回答が最低水準で、あらためて「勉強嫌い」が浮き彫りにされました。学ぶことのおもしろさや、何のために学ぶのかという意味づけがないのでは、いくら良い成績をとっても本当の学力とはいえません。ここに今日の深刻な「学力の危機」があります。

こうした事態が広がっているおおもとは、自民党政府・文部省が「学習指導要領」等で押しつけてきた、系統性を欠いた断片的知識の詰めこみ、基礎学力に必要な授業時間の削減、子どもの発達や理解を無視した「超過密」のスピード授業があります。二〇〇二年度からの「新学習指導要領」は、これにさらに拍車をかけるものとなっています。かつて「学習指導要領」作成にかかわった学者が、「三割の子どもがわかればよい」「塾に通うことが前提で、授業でわからないのは当然」などと発言したように、子どもたちは最初から「落ちこぼされ」、受験中心の競争教育にまき込まれているのです。

すべての子どもに基礎的な学力を保障することは、国民の根本的な教育要求であり、憲法と教育基本法が要請している学校教育の基本任務です。学習内容を子どもの発達段階にそくした系統的なものにするとともに、真に基礎・基本的な事項については十分な授業時間をとり、すべての子どもがわかるまで教える教育への改革が必要です。

それを保障するためにも、国民の根強い要求である少人数学級の実施が何としても必要です。少人数の学習効果については、日本教育学会も「二十五人前後を境に、大きく変る」としています。教育長は、少人数学級の教育的効果について、どのような評価をされていますか。お考えをお聞かせください。

国は、一学級四十人の学級編制基準を、都道府県の判断で少人数学級が実施できるという法改正案を提出しています。四十人の編制基準を変えなかったことや、都道府県の運用に財政的保障はない等の問題点はありますが、国民のつよい願いに押された一定の改善策です。そこで教育長に伺います。本府でも三十人学級の早期実現をすべきです。昨年十二月議会にも請願署名が多数寄せられましたが、与党会派は「府あげて財政改革に取り組ん

でいるときに、実情にあわない」と不採択にしました。しかし、今回の法改正案の提出をうけて、あらためて三十人学級の早期実施を行うべきです。いかがですか。

また現在、東京や千葉、秋田などで、独自の少人数学級実施に踏み出しています。本府でもせめて、子どもが減っても前年度の学級数は維持する、新一年生からの四十人学級はつくらないなど、学級編制の弾力化に踏み切るべきです。お考えをお示してください。

府立高校の統廃合はすべきでない

次に、高校教育について伺います。本府の「府立学校のあり方懇話会」は、昨年末に「中間まとめ」を発表しました。本府は、十五年前に高校三原則を崩して類・類型別を導入し、毎年のように改変を加えてきましたが、Ⅱ類の定員割れや千人を超える中途退学者、千数百人にマンモス化した通信制高校など、現行制度がもたらした弊害や学校施設の老朽化放置などの問題についてはまったく言及されていません。「中間まとめ」では、「総合学科の増設、特色ある専門学科の充実」「現在の学校数や通学圏の規模を見直すなど学校の適正規模も定めて、ある程度の再編統合を図るべき」としていますが、これらは新たな学校間格差を生み、府立学校の統廃合を意図するものであることは明らかです。東京や大阪のように、教育に経営効率を優先させた公立学校の統廃合や、私立への身売りなど公教育の責任を放棄する方向ではないかと、父母や教職員が心配するのも当然です。経営効率を優先した統廃合はすべきではありません。教育長として府立学校の統廃合は考えていないのか。この際、明らかにしてください。

教育問題の最後に、去る二月二十日、元梅屋小学校、内藤昭市先生の過労死裁判で、大阪高裁は、荒巻知事が支部長を務める地方公務員災害補償基金京都支部の控訴を棄却し、内藤先生の死亡は公務災害とした一審の京都地裁判決を、全面的に支持する判決を下しました。判決の翌日、二月二十一日は奇しくも、当時三十九歳の若さで突然死された内藤先生の命日でした。遺族の方は墓前に十一年間のご苦勞を報告されましたが、裁判で勝利しても亡くなった人は帰ってはこないのです。基金支部の支部長である知事は、被災者・遺族の救済という地方公務員災害補償法の趣旨に基づき、長期にわたる遺族の精神的・経済的状况を考慮され、上告を断念する姿勢こそ、次の犠牲者を出さないことへの一歩だと考えるものです。最高裁への上告は直ちに断念されるように強く求めておきます。

【教育長】 学級規模と学習効果の相関については、国の調査・研究協力者会議の報告によると、教員の指導力や児童生徒の実態、学校運営等の要因もあり、適正規模等に関する定説的な見解は確立していないとされ、そのように認識している。府教委としては、現在、教科により複数教員で指導するチームティーチング方式を導入し、学習効果をあげるよう努めている。

学級編成については、第七次教職員定数改善計画においては、現行通りの四十人としつつ、従来からの「学級集団＝学習集団」の固定的な考え方を改め、学習集団を工夫し、教育効果をあげることを主眼としている。現在、児童生徒は基礎学力を身につけるため、基本となる国語、算数、理科、英語などの教科について二十人程度の少人数の学習集団を可能にする、いわゆる標準法の改正と予算審議がすすめられている。府教委としては、一律的な学級編制の弾力化でなく、国の財政措置を伴うところの学習集団に注目した、今回の国の改善計画の趣旨に即し、実効性ある教育の推進に努めたい。

府立高校の統廃合については、ありかた懇話会の「中間まとめ」では、少子化進行をふまえ、多様な教育活動の実施にふさわしい学校規模となるよう再編統合をはかるべきとの方向性がしめされたところである。府教委としては、引き続き懇話会において、生徒減少にともなう府立高校の適性規模等のあり方を中心に検討いただくことにしている。その議論を受けて、府立高校全体のあり方の中で、再編統合についても検討することになっている。

男女平等条例の制定を

【三双順子】

次に、男女平等社会実現に向けた取組みについて質問します。わが国で、戦後初めて女性が参政権を獲得し、憲法に男女平等がうたわれて半世紀が過ぎましたが、男女の賃金格差がパートを除いても六割という、国際的にも大きく立ち遅れています。二十一世紀を、男女が人間として尊重され、平等・対等に経済や政治の分野でも、家庭や地域でも生きいきと能力を発揮できる社会を実現する時代にするには、すべての女性、府民の願いです。

これまでわが党は、一貫して男女平等と女性の社会的地位向上をめざし、今回の新しい女性行動計画策定にあたっては、本年一月、わが党府会議員団として知事に要望しましたが、今回は次の三点について知事のご所見を伺いたいと存じます。

第一に、新女性行動計画を、府内女性の暮らしの向上に真に役立つ計画とすることです。

労働基準法の改悪による女子保護規定が撤廃されてから、女性も男性並の残業や深夜労働が当たり前となり、府内でも女性の派遣労働やパート化など雇用労働環境は激変し、劣悪なものになっています。こうした現状が、働きながら子どもを産み、育てる環境を奪っているのです。

また、京都府内の中小商工業、農林漁業に従事する女性は、生産と営業の大きな役割を担っているにもかかわらず、所得保障、評価の平等には程遠いものとなっています。

先日、手描友禅の仕事を二十五年されてきた女性が、「脳梗塞で寝たきりの夫を介護しながら、夫の傷害年金と、手描友禅が一反八千円の染め代にしかならず、しかも月に三反～四反の仕事しかないのでは、とうてい生活ができない。手描友禅の技を継ぐ人もこのままではいなくなるのでは」と訴えられました。

業者女性はその働き分が自家労賃として認められていません。長期不況の中で、営業収入だけでは生活できない業者女性が五十三・三%にのぼっています。国民健康保険に障病手当や出産手当がどうしても必要です。また、農漁業にたずさわる女性は、所得保障もまったく不十分な上に、介護の負担もとりわけ女性の肩にかかっています。こうした実態の改善なくして、真の女性の社会的地位の向上とはいえません。新しい行動計画では、こうした働く女性たちの実態把握と、国、府、企業責任を明記した実効あるものとすべきです。

第二に、女子学生の就職差別についてです。「募集資料すら届かない」「女子学生の採用はきわめて少ない」「セクハラ面接」などが後をたちません。就職希望者の内定率は、昨年十月時点で六十三・七%と依然厳しい状況です。これらの解決のためにも、労働時間を短くして雇用創出するとともに、本府でも福祉、教育・防災などの分野での雇用創出が重要です。行動計画にこうした点を盛り込み、施策の実行を求めます。お答えください。

第三に、新しい女性行動計画を実効性あるものにしていく拠り所となる、男女平等条例が必要です。昨年末にまとめられた府女性政策推進専門家会議の提言にあるように、早急に条例制定をすべきです。すでに東京都、埼玉、三重、山口県につづき、茨城県でも今議会に条例提案され、セクハラや女性への暴力禁止など、地域の実情を反映した積極的な内容となっています。本府条例制定のめどについてお聞かせください。

【知事】 新女性行動計画は、昨年末の女性政策推進専門家会議の提言をふまえ、今年度内を目途に策定する。策定にあたっては、府民意識調査を実施し、幅広い府民のご意見や、国の策定した男女共同参画基本計画を勘案し、男女ともに仕事と子育てを担える等を基本目標にすえたい。国においては育児介護休業の改正等、仕事と家庭の両立のための法的整備がなされている。

女子学生の就職問題は、男女雇用機会均等法の周知徹底をはかることが大事。京都労働局と連携し、公正な採用啓発や、新規学卒者の就職面接会の開催を行っている。

条例制定については、専門家等のご意見もお伺いする中で、今後検討したい。

都市部の高速道路。環境への影響は、全国の例で明らか 京都高速道路の建設になぜ固執するのか

【三双順子】

次に、京都市内高速道路について質問します。

まず、環境汚染についてです。知事は繰り返し、「市内高速道路は交通渋滞を解消し、排気ガスの排出を抑制して、環境悪化の防止に寄与する」と述べてられました。また昨年九月議会においては、「自動車はどこかで走っているのであって、地球に与える排気ガスの影響は変わらない」とさえ答弁されました。これほど時代の流れと逆行し、環境悪化を危惧する住民の世論に敵対する議論はありません。

東京都が昨年一月、ディーゼル車の乗り入れ制限など、厳しい排ガス対策を打ち出したのに続き、神奈川、千葉、今年一月には埼玉県も、排ガス一定基準以上車は乗り入れをさせない方向を打ち出しました。兵庫県尼崎市、名古屋市等の公害訴訟判決でも、ディーゼル排ガスの微粒子D E Pの健康被害を認め、S P Mの環境基準の一・五倍を超える汚染を引き起こさないよう国に命じました。

尼崎では、国道四十三号と、その上を阪神高速道路が二階建てで走っていますが、どこでも道路周辺の家はすべて二重窓、窓を開けるとすぐに床がざらざらになり、靴下は真っ黒になるとうかがいます。自動車排ガスによる公害認定患者さんは、「洗面器の水に顔をつけたままのような苦しさ」を訴えてられました。住民の方は、「裁判で勝ったのはうれしいが、高速道路はいったんつくってしまえば終わりだ。環境への影響は筆舌に尽くしがたい」と強調されています。

昨年、京都弁護士会は京都高速道路について、「環境影響評価において、代替案の比較検討の欠如、重要な浮遊粒子状物質が、アセス評価項目に入っていない欠陥アセスである」と指摘しましたが、道路公団と府・市は、十年も昔に行った環境影響評価を根拠に、「問題なし」として工事をすすめてきました。

そこで伺いますが、知事は、こうした全国的な自動車公害見直しの動きのなかでも、「自動車はどこかで走っているのであって、地球に与える排気ガスの影響は変わらない」と言って、あくまでも推進の立場にたたれますか。府の環境影響調査では、全国の裁判で問題となっている浮遊粒子状物質の測定さえやってないのですから、「欠陥アセス」が指摘される以上、いま進めている建設工事は即刻凍結すべきではありませんか。さらに、自動車需要に追隨して、都市内高速道路を建設するというやり方は、大気環境の保全、歴史都市の町づくり、地球温暖化防止の観点から問題だと断罪されているのですから、知事はこうした指摘を重く受けとめて、建設中止の決断をされるべきではありませんか。知事のご所見を伺います。

膨張する建設費で、新たに12億円の府民負担増 府財政を破たんさせる高速道路の建設計画は中止すべき

いま、国・地方を問わず、公共事業のあり方が問われています。ところが、世界に誇る歴史都市・京都では、知事とその与党である自民党、公明党、民主・府民連合が一緒になって、この京都市内の高速道路・五路線を建設し、引き入れようという時代遅れの計画を推し進めようとしているのです。

知事はこれまで、「財政は厳しいが、京都高速道路は進める」と表明されました。また、工法変更によって新十条通りの総事業費が216億円も膨張し、府が余分に12億円も出資し

なければならなくなったことについても、「やむを得ない」と答弁されました。

しかし、今回の工法変更区域は、鴨川があり、疎水があり、計画段階から鴨川の伏流水などの影響による、周辺の地盤沈下などが当然予想された地域です。そこで、本来は事前の厳密な測量と調査を実施されなければならないのに、「工事を進めているうちに地層の透水性が、見込みより十倍から百倍も高いことがわかった」というものですから、こんなずさんな見積もりと説明では、とうてい府民には納得がいきません。公団や府・市の「まず建設工事ありき」の姿勢が厳しく問われているのであり、このように、当初は建設費を低く見積もって、実際の工事に入ったら、工法変更、契約変更を繰り返し、建設費を膨張させていくやり口は、京都市が先刻実施した地下鉄東西線工事の建設費が、当初の二倍になったやり口と同じではありませんか。

事業主体である阪神高速道路公団は、すでに平成十一年に総務庁行政監察局から「このような経営状態が続けば、償還計画の順調な達成は相当厳しい」との勧告を受けています。その上にいま、京都高速道路の建設事業費が膨張し、その収支は悪化する一方となっています。こうした道路公団の財政事情悪化に伴い、今後、本府の出資比率がどんどん上げられる危険さえ懸念されています。そこでうかがいますが、知事は、財政健全化計画で府民や府職員にリストラを押しつける一方で、市内高速道路建設にはいくらかかかっても、公団が言うがままにお金を出すという姿勢をあくまでお取りになるのか、お答えください。環境破壊の上に、ムダで府財政を破たんさせる、京都市内高速道路はきっぱりと中止を求めべきではありませんか。あらためてお答えください。

最後に、南区油小路線の測量にあたり、公団が「測量に協力しないなら、損害賠償を求めることになる。土地収用法適用もありうる」と、住民への脅迫まがいの態度をとっているのは言語道断です。知事としてこうしたやり方は、即刻やめさせ、住民との徹底した話し合いをするよう指導すべきです。いかがですか。

【知事】 京都高速道路は、二十一世紀の京都の発展に欠かせない重要な都市基盤施設であり、京都市内の交通渋滞を緩和することで、排気ガスの発生を抑制し、環境悪化の防止にも寄与すると今でも考えている。京都高速道路は各路線において、建設省所管事業の環境影響評価実施要綱により、必要な環境アセスメントの手続きがとられた上で、適正に事業がすすめられている。工法変更にともなる事業費増については、事前調査だけでは十分把握が困難な、地質の変化や地下水の状況に対応して、安全工事のためやむを得なかったと判断している。一方、阪神高速道路公団に対し、コスト削減はじめ事業費の増加を抑制するよう申し入れている。今後も府市協調を基本に、京都高速道路の整備促進に努めたい。

油小路線の測量用地調査の際に、阪神高速道路公団が、土地収用法で脅かしたという話は、住民から話があわないときはどうするのかといわれ、こういう制度もありますとお話したのだと聞いている。

再度アセスメントは、法的には必要なしとされているが、公団は時代認識のもとに、換気塔の除塵装置の設置、路面の定期的清掃により環境への影響をできるだけ低減できる措置を講じるとしている。

市町村合併のねらいは、住民サービスの低下といっそうの大型公共事業の推進。押しつけでなく住民の自由な議論を

【三双順子】

次に市町村合併問題についてお聞きします。

市町村合併は、これまで暮らしてきた市町村がなくなるとか、あり方が大きく変わるといふ、住民サービスの低下や社会生活の変化に直結する決定ですから、これほど住民の声

を直接聞き、尊重しなければならないものはありません。ところが、いま政府が押し進めているのは、極めて強引な合併の押し付けです。

合併推進のねらいは明白です。昨年十二月の「行政改革大綱」では、「行政としての規模の拡大や効率化をはかるために強力的に合併を推進」する事を決定しました。自治体の数を減らし地方交付税を減らし、住民サービスを切り捨てる、大型公共事業を自治体の責任でいっそう推進させるなどをねらっているのです。

政府は、合併に伴う地方交付税の特例措置や合併特例債の発行を認めるなど、合併促進のための財政優遇策を打ち出す一方、町村の反対を押しきって、人口四千未満の町村に対しては、地方交付税の削減を強行するなど「アメとムチ」で強引に合併推進を押し進めています。

大事なことは、合併が本当に住民の役に立つのかということです。全国で進められている合併の結果を見ると、数多くの自治体で「大型公共事業だけが進む、きめ細かなサービスがうすれ、周辺部の過疎が進む」事態が進行しています。国が財政措置する合併特例債は、期限を切られたものであり「もらえる」ものなく、新たに多額の借金を抱えることとなります。「ゴミ、消防などは合併ではなく、広域行政で対応できる」と考える自治体も広がっています。昨年十二月の全国町村長大会では「住民の意思を十分に尊重し、強制することのないように」という緊急決議があげられ、押しつけに反対する動きが強まっています。

そこでお聞きします。知事は、これまで合併について「自主的・主体的な議論が十分に行われることが大切」、一昨年には「全国の町村会が二回にわたって「強制は反対」という決議をし、一番当事者の町村会が十分納得しておられない、こういう時になぜ慌ててこれを進めるのか」と合併にたいする態度を明らかにされています。「市町村行財政研究調査会」の研究調査報告書が明らかにされ、二十六通りの合併案が提示された後、府下の自治体からは、「住民の意志が大事、押し付けはだめだ」との声が広がっています。それに反して、今回、府が合併要綱を提出し、合併すれば財政上これだけ有利になるなどと市町村を誘導すれば、合併の推進に拍車をかけることとなります。地方自治を否定するようなことを府は絶対にしてはならないと思います。知事も自治省の合併おしつけに反対し、合併要綱をつくらず、自由な議論を保障すべきと思いますがいかがですか。知事の見解をうかがいます。

【知事】 合併は地方自治の根幹に関わる問題であり、市町村や議会、住民による自主的・主体的な論議が十分に行われることが大切。議論の土台となる情報・資料の提供が重要。市町村行財政研究調査会が、去る二月五日に、合併問題をふくむ今後の市町村のあり方について報告された。府としてこの内容を踏まえ、議論の出発点となるような一定の考えを、市長会、町村会にはかりながら、近く示したい。

府民と地域経済の実態分析ぬきの新府総

「ソフト重視」言うなら医療や福祉、教育の充実こそ必要

【三双順子】

最後に、「新京都総合計画」についてお聞きします。知事は、この新府総をもとに「新しい世紀にふさわしい魅力ある京都府づくりを進める」とされていますが、本当にそのような中身になっているのでしょうか。

第一の問題は、「四府総」の総括や府民の暮らしの実態抜きに、計画が作られていることです。「四府総」は、丹後リゾート開発や関西学研都市建設など、大型開発プロジェクトで暮らしが豊かになり、地域が発展するかのような幻想をふりまきましたが、それが破たん

したのは誰の目にも明らかです。けっして高いといえない鉄道の電化率や高速道路の整備などを誇っても、府民の暮らしと経済の落ち込みは明確です。多額の税金をつぎ込みながら、「行き止まりの道路」や「砂のつかないリゾート海岸」などを残し、地元の旅館や民宿の客は、結局、誘致したホテルに流れてしまった丹後リゾート開発、計画どおりに人口は増えず、基盤整備の負担だけが地元自治体にのしかかり、周辺地域との格差が広がった南部学研開発。国と関西財界言いなりの大型開発を押し進めた結果です。

府民や京都経済の実態に目をつぶり、「四府総」の失敗から教訓を引き出さない「新府総」は、その出発点から間違っていると指摘せざるをえません。府民意識調査も、平成八年以降行われず、府民の願いや実態はまったくつかまれています。府民や地域経済の実態の分析なしに、「新府総」がバラ色の将来像を示しても、府民にとっては「空虚」なものとしかうつらないでしょう。

第二は、「ソフト重視に転換」できるかどうかです。知事はこれまで、国の財政を使った大型開発・公共事業優先の施策を無批判に進めています。逆立ちした税金の使い方をただし、国言いなりの大型公共事業中心から府民の営業と暮らし第一の施策への転換がない限り、ソフト重視は全くの幻にしかすぎません。新府総では、市内高速道路・迎賓館・学研都市開発・関空二期工事など、ゼネコン奉仕の仕事確保はしっかりと書かれています。ソフト重視と言っても、これでは「開発優先」を覆い隠す隠れ蓑ではないでしょうか。

第三は、「自立・自助」「地域の自立」の名のもとで、府が果たすべき責任や財政負担を最小限にとどめようとしていることです。この言葉は、これまでも福祉や医療を切り捨てるときに必ず使われてきました。今回の新府総の中でいくら「安心・長寿・生きがいの京都」などと言っても、介護保険の利用料・保険料の減免要求に対して、「府と市町村の役割を明確に区別すべきだ」とされる知事の立場では、府が責任を持つことにはなりません。

そこで知事にお聞きします。

府の責任で行うべき課題の数値目標が定められていないもの、数値はあるがその実現の裏付けが示されていないものが多くあります。例えば、防災対策では二千カ所もある土砂災害危険個所の解消、医療過疎地域の解消や激増する産廃の不法投棄の解消など、府民のいのちと暮らしに直結する多くの課題の目標は設定されていません。

計画の内容、そして数値目標の設定の改善、充実を急いで行なうことを求めます。知事の見解はいかがですか。

次に「財政健全化指針」を転換することです。すでに、介護激励金の廃止や障害者団体への補助金の削減、私学助成の削減などが進められ、「行財政改革」で教職員・府職員の削減が進められてきました。

新府総が本当に「ソフト重視」と言われるのなら、福祉や医療の切り捨てを止め、大型公共事業を見直し、府民の命や暮らしや営業にかかわる施策にこそ重点的に予算をまわすべきです。また、子育て支援や教育、食糧自給率、環境問題など、「放置できない課題」への重点的な予算の配分こそ求められているのではないのでしょうか。知事の見解をうかがいます。

知事は、今年度の予算は「種をまく」ものだと説明されましたが、冷たい風にさらされた府民の生活を守る施策がなければ、芽も出てきません。府民の暮らしの目線に立った府政への転換を強く要望して、私の質問を終わります。

【知事】 新府総の数値目標については、身近でわかりやすく、また現状と将来との比較ができる、達成度が把握できるような統計的データの揃っている点を基準として、選定を行ったもの。百七十の数値目標をもとに、府民共同をよりすすめて、魅力ある京都府づくりをすすめたい。福祉や公害も、施策としてはしっかりと行っていく。

最後に、大型公共事業中心の施策を見直すべきとのご意見だが、社会資本の整備は、

かつての立ち遅れた社会基盤水準を取戻し、区域の均衡ある発展をはかる重要な施策。同時に保健や福祉、環境についても、府政の重点課題として推進していく。

一昨年に策定した財政健全化指針は、地方財政基盤の充実強化にむけ、国へのはたらきかけとともに、可能な限り内部改革に取り組みたい。さらに施策の点検・見直しについても、時代の流れに即した施策体系の再構築をはかりたい。

